

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年4月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300335号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400003号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成10年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は平成10年1月31日と記録されているが、私は平成7年11月1日から平成10年1月31日まで同社に在籍していたので、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は同年2月1日となるはずである。

平成10年1月分の厚生年金保険料が控除されていることを確認できる同年2月の給与明細書を提出するので、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の「10年2月給与明細書」(以下「請求期間の給与明細書」という)、同社における複数の厚生年金保険の被保険者の回答及び同社の業務を引き継いでいるとするC社の回答により、請求者は、請求期間においてA社に在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求期間の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は、平成10年1月31日から同年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対して提出し

たか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、A社の事業主が資格喪失年月日を同年2月1日として届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、A社の事業主から同年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、A社の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300361号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400004号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月1日から平成13年4月25日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が17万円と記録されているが、当時、会社から給与支給方法を現金と振込に分けると話があり、給料支払明細書(以下「給与明細書」という。)のおおひ合計30万3,000円の支給を受けていた。また、給与明細書によると社会保険料が重複して控除されているので、記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成12年1月から平成13年3月(平成13年1月分を除く。)までについて、請求者から同一月について記載内容の異なる2枚の給与明細書が提出されており、2枚のうち1枚には、オンライン記録により確認できる標準報酬月額17万円を超える給与及び厚生年金保険料の記載がある。また、平成11年12月については提出された給与明細書は1枚であるところ、同様に17万円を超える給与及び厚生年金保険料の記載がある。

一方、A社の請求期間当時の事業主は、「毎月の社会保険料を抑えるために、給料を下げ、賞与で調整する手法をとった。」としており、2種類の給与明細書については「17万円の給与明細書が正しいものだが、賞与で調整するといっても毎月の手取り額が大幅に下がると家計に負担をかけると思い、従前の手取り額に達するまで次回賞与からの貸付の形で差額支給していた。30万円の給与明細書は、従前の手取り額がわかるように補足で付けたものだ。」としているほか、従業員にもこのことについて説明を行った旨回答及び陳述している。

しかしながら、請求者の住所地であるB市に照会をしたものの請求期間に係る住民税課税資料の保管がない旨回答しており、このほか報酬月額及び厚生年金保険料額について当時の状況を確認できる資料はないことから、前述の記載内容の異なる2枚の給与明細書が当時どのように取り扱われていたかについて、事実関係を確認することができない。

また、請求期間当時の事業主は、廃業しており請求期間に係る資料はない旨回答しており、

請求者から提出された給与明細書は前述のとおり請求期間の一部のみであることから、平成11年4月から同年9月まで、同年11月及び平成13年1月については報酬月額を確認できる資料がない上、平成11年10月については、請求者から提出された給与明細書は1枚で、記載の報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。